

## 地方公共団体金融機構 代表者会議委員の選任について

地方公共団体金融機構法第14条に基づき、地方公共団体金融機構に置く「代表者会議」の委員について、現委員の任期（平成20年8月1日から3年間）が本年7月31日に満了することから、以下のとおり次期委員を選任する。（いずれも再任）

**任期 平成23年8月1日から平成26年7月31日までの3年間**

（敬称略）

第1号委員 （地方三団体がそれぞれ選任）	第2号委員 （地方三団体が共同選任）
<p>【都道府県知事】</p> <p><b>伊藤 祐一郎（再任）</b></p> <p>全国知事会 元公営企業金融公庫改革 小委員会委員長（鹿児島県知事）</p>	<p>【経済・金融・会計関係】</p> <p><b>森田 富治郎（再任）</b></p> <p>日本経済団体連合会 21世紀政策研究所理事長 第一生命保険(株)特別顧問</p>
<p>【市長】</p> <p>（全国市長会が選任）</p> <p>※現委員は森民夫全国市長会長</p>	<p>【地方行財政関係】</p> <p><b>堀場 勇夫（再任）</b></p> <p>青山学院大学教授</p>
<p>【町村長】</p> <p>（全国町村会が選任）</p> <p>※現委員は藤原忠彦全国町村会長</p>	<p>【法律関係】</p> <p><b>小幡 純子（再任）</b></p> <p>上智大学法科大学院長</p>

## 【地方公共団体金融機構法（抜粋）】

（代表者会議の設置及び組織）

**第十四条** 機構に、代表者会議を置く。

2 代表者会議は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって組織する。

一 都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ選任する者

二 都道府県知事、市長及び町村長以外の者で地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有するもののうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ又は共同して選任する者

3 委員の定数は、六人以上十二人以内において定款で定める。